

特定非営利活動法人好望・恕

自然災害発生時における  
業務継続計画書

外部サービス利用型共同生活援助

グループホーム月の丘：盛岡市月が丘1丁目11番27

号

グループホームてとて：滝沢市土沢310番地124

# Ⅰ．総則

## 1．目的

本計画は大地震等、自然災害などの突発的な経営環境の変化により不測の事態が発生しても人命を最優先とし利用者及び職員の安全と生活を守ることを前提とした上で、重要なサービス提供を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順を示すものである。

## 2．基本方針

本計画に関する基本方針は下記３点とする。

### ① 入居者の安全確保

当事業所は障がい者等に対する障害福祉サービスの提供を行っており自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があることに留意して安全の確保に努める。

### ② サービスの継続

当事業所は入居者の健康、身体、生命を守るための必要不可欠な責任を担っており、例え地震等で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することは出来ないと考え被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双方について事前の検討や準備を進める。

### ③ 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念される。したがって、世話人、常勤職員の過重労働やメンタル

ヘルス対応への適切な措置を講じる。

### 3. 適用範囲

本計画は特定非営利活動法人好望・恕の運営する「グループホーム月の丘」に対して適用する。

### 4. 推進体制

平常時の災害対策推進体制は、当事業所の各責任者をもって構成される「災害対策本部」を主体とし役職、業務内容を以下の通りとする。

| 担 当    | 業 務 内 容                  |
|--------|--------------------------|
| 管理者高橋  | 災害対策の統括責任                |
| 中里     | B C P の策定・見直し            |
| 渡邊     | 職員への訓練計画<br>職員への研修、訓練の実施 |
| 小山田・石橋 | 災害用備品、施設の全体管理            |

## II. 被害想定

### 1. リスクの把握

- ① ハザードマップ等の確認（別紙参照）

## Ⅲ. 優先業務の選定

### 1. 優先する事業

当施設は入居者の生活に密接に関わる事業を行っているため、生命に関わる事業に関しては震災や水害などの突発的な災害に見舞われた場合、又はその予測が立てられた場合において優先する業務を下記に定め、必要最低限の業務の継続を図るものとする。

#### 【優先する事業】

利用者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務としその他の業務は縮小または、休止とする。

### 2. 事業停止通知

当施設において事業を停止する際の入居者及び家族への通知方法としては、電話を主な手段とし、連絡が取れない入居者及び家族に関しては安全を配慮した上で訪問での通知を行うものとする。事業開始の通知に関しても同様とする。

### 3. 事業再開の基準

事業の再開基準を下記に定め、これを踏まえた上で入居者・職員の安全が十分に確保できることを確認した上で事業を再開するものとする。事業再開の判断は管理者が行う。

- ・ライフラインが完全に復旧していること
- ・事業再開に十分な人員が確保できること
- ・施設に倒壊の危険性がないこと
- ・施設内設備、備品、システム等が十分に機能できる状況であること

## Ⅳ. B C P の見直し

## 1. 研修、訓練の実施

研修や訓練が一過性で終わらず、継続的に実施されるよう下記のルールに則り実施するものとする。記載のある日程以外にも必要に応じて管理者の判断のもと研修、訓練は実施されるものとする。

- ・本計画に記載される「緊急時の対応」に沿って管理者の支持のもと訓練を実施する。
- ・避難訓練は毎年6月と11月に実施するものとする。(安否確認訓練を含む)
- ・避難訓練実施に合わせて研修を実施するものとする。
- ・訓練、研修は可能な限り全職員が参加して実施する。
- ・訓練後に職員に対して、口頭もしくは書面で問題点、改善点を報告させる。

## 2. B C P の検証、見直し

B C P は P D C A サイクルを機能させて実施することが重要とされているため下記ルールに則り検証、見直しを実施するものとする。記載のある日程以外にも必要に応じて管理者・委員会の判断のもと研修、訓練、B C P の見直しは実施されるものとする。

- ・業務継続計画（B C P）は毎年11月に実施する訓練、研修の実施後に災害対策委員会で協議し見直しを行う。
- ・委員会では訓練や研修で新たに確認された問題点や参加職員からの意見を集約し、改善点を検討する。
- ・委員会で検討された改善策をもって業務継続計画（B C P）の反映を行う。
- ・見直した業務継続計画（B C P）は災害対策委員会の決済を経て職員、関係者等に通知する。
- ・見直しされた業務継続計画（B C P）に沿って次回の研修、訓練を実施するものとする。

## V. 平常時の対応

### 1. 建物の安全対策

#### 【現在の取り組み】

- ・新耐震基準を満たす物件であるため、建物に対しては被害を受けない可能性が高いと思われ、特  
段の対応は行っていない。

#### 【今後の取り組み】

- ・現状特になし

### 2. 設備の耐震措置

設備の耐震措置に関しては訓練時期と合わせて毎年6月と11月に点検するものとする。

#### 【現在の取り組み】

| 場 所        | 対 応 策  | 備 考             |
|------------|--------|-----------------|
| 消火器        | 定期的に点検 | 業者による消防設備点<br>検 |
| 誘導灯        | 定期的に点検 | 業者による消防設備点<br>検 |
| 非常灯        | 定期的に点検 | 業者による消防設備点<br>検 |
| 非常警報設備及び設備 | 定期的に点検 | 業者による消防設備点<br>検 |
| 危険物等関係     | 随時     | 防火管理者：渡邊        |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

【今後の取り組み】

| 場 所 | 対 応 策              | 対応予定時期    |
|-----|--------------------|-----------|
| ホール | テーブルの固定 or 滑り止めを敷く | 2027年3月まで |
| 食堂  | テーブルの固定 or 滑り止めを敷く | 2027年3月まで |
|     |                    |           |
|     |                    |           |
|     |                    |           |

### 3.水害対策

【現在の取り組み】

| 場 所      | 対 応 策          | 備 考         |
|----------|----------------|-------------|
| 浸水リスクの確認 | 災害対策委員会にて点検を行う | 避難訓練時に点検を行う |
| 建物外      | 台風等で飛散する物を撤去   | 台風情報確認その都度  |

### 4. 電気が止まった際の対策

【現在の取り組み】

| 移動させるべき設備 | 代 替 案 | 備 考       |
|-----------|-------|-----------|
| パソコン・携帯電話 | 好望・恕  | 好望・恕停電の確認 |

|         |             |        |
|---------|-------------|--------|
| 暖房設備    | 毛布・アルミポンチョ  | 寝具等    |
| その他     | 乾電池         | ホール・食堂 |
| 移動・安全確保 | 懐中電灯×４個     | ホール・食堂 |
| 情報収集    | 多機能防災ラジオ×２台 | ホール・食堂 |
| 照明器具    | LED 照明×２個   |        |

【今後の取り組み】

| 移動させるべき設備 | 代 替 案     | 備 考     |
|-----------|-----------|---------|
| 照明器具      | LED 照明×４個 | ２０２７年３月 |
| 冷房設備      | 冷却シート     | ２０２７年３月 |
| 暖房設備      | 使い捨てカイロ   | ２０２７年３月 |
|           |           |         |

## ５．ガスが止まった際の対策

【現在の取り組み】

| 移動させるべき設備 | 代 替 案      | 備 考         |
|-----------|------------|-------------|
| ガス管       | 老朽化等の定期的点検 | 避難訓練時に点検を行う |

【今後の取り組み】

| 移動させるべき設備 | 代替案          | 備考        |
|-----------|--------------|-----------|
| 厨房        | バーベキューコンロ×２台 | ２０２７年３月まで |
| 厨房        | カセットガスコンロ×２台 | ２０２７年３月まで |



|    |               |           |
|----|---------------|-----------|
| 厨房 | カセットガスボンベ 12本 | 2027年3月まで |
|    |               |           |

## 6. 水道が止まった時の対策

### 【現在の取り組み】

- ・飲料水 500ml × 48本の備蓄
- ・各GH（好望・恕）の状況を確認し飲料水を確保する。

### 【今後の取り組み】

- ・飲料水：職員、利用者数 × 2リットル × 3日分を備蓄し保存期間に留意し、定期的買い替えを行う。あらかじめ水道が止まることが予想される場合には空きペットボトルや給水袋等で水道水を確保する。
- ・生活用水：各GH浴槽の水を生活用水として利用する。

## 7. 通信が麻痺した時の対策

- ・職員の連絡手段はメールをメインとし、利用者家族との連絡手段は電話をメインとする。それ以外にも状況に応じて災害用伝言ダイヤルの活用やFAX等を利用する。

## 8. 衛生面（トイレ等）の対策

- ・災害用凝固剤付き使い捨て簡易トイレ 100回分を備蓄する。
- ・排泄物などは、消臭固形剤を使用して密封し、入居者の出入りのない駐車場の隅へ衛生面に留意して隔離、ブルーシートで覆い保管しておき燃えるゴミとして処理する。

## 9. 必要品の備蓄

飲料・食品

【現在の取り組み】

| 品名    | 数量                   | 消費期限          | 保管場所     | 備考 |
|-------|----------------------|---------------|----------|----|
| 長期保存米 | 1 8 0 g × 2 4<br>パック | 2 0 3 0.5.3 1 | 3 階倉庫・食堂 |    |
| 飲料水   | 5 0 0 ml × 4 8<br>本  | 2 0 3 0.1 1.8 | 3 階倉庫・食堂 |    |

【今後の取り組み】

| 品名     | 数量                     | 消費期限          | 保管場所 | 備考                  |
|--------|------------------------|---------------|------|---------------------|
| 飲料水    | 5 0 0 ml × 1 4<br>4 本  | 2 0 3 0.1 1.8 |      | 2 0 2 7 年 3 月<br>まで |
| 長期保存米  | 1 8 0 g × 1 0<br>8 パック |               |      | 2 0 2 7 年 3 月<br>まで |
| 長期保存食品 | 1 0 8 食                |               |      | 2 0 2 7 年 3 月<br>まで |
|        |                        |               |      |                     |

## 1 0 . 医 薬 品 ・ 衛 生 用 品 ・ 日 用 品

【現在の取り組み】

| 品名   | 数量    | 消費期限 | 保管場所 | 備考 |
|------|-------|------|------|----|
| 紙皿   | 5 0 枚 |      |      |    |
| 紙コップ | 5 0 個 |      |      |    |

|          |      |  |  |  |
|----------|------|--|--|--|
| 割りばし     | 50組  |  |  |  |
| スプーン     | 50本  |  |  |  |
| 防災バック    | 1個   |  |  |  |
| ビニール手袋   | 100組 |  |  |  |
| 清拭タオル    | 4袋   |  |  |  |
| シャンプーナップ | 3袋   |  |  |  |
|          |      |  |  |  |
|          |      |  |  |  |

【今後の取り組み】

| 品名      | 数量 | 消費期限 | 保管場所 | 備考            |
|---------|----|------|------|---------------|
| 吸水ナプキン  | 2袋 |      |      | 2027年3月<br>まで |
| リハビリパンツ | 2袋 |      |      | 2027年3月<br>まで |
|         |    |      |      |               |
|         |    |      |      |               |

11. その他備品

【現在の取り組み】

| 品名         | 数量    | 保管場所   | 備考              |
|------------|-------|--------|-----------------|
| 防災ヘルメット    | 1 2 個 | ホール・食堂 | 月の丘 7 個・てとて 5 個 |
| 給水袋 8 リットル | 8 袋   |        |                 |
|            |       |        |                 |
|            |       |        |                 |
|            |       |        |                 |
|            |       |        |                 |
|            |       |        |                 |

【今後の取り組み】

| 品名         | 数量  | 保管場所 | 備考              |
|------------|-----|------|-----------------|
| 給水袋 8 リットル | 8 枚 |      | 2 0 2 7 年 3 月まで |
| ブルーシート     | 2 枚 |      | 2 0 2 7 年 3 月まで |
|            |     |      |                 |
|            |     |      |                 |
|            |     |      |                 |
|            |     |      |                 |
|            |     |      |                 |
|            |     |      |                 |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

## 1 2. 火災保険等

- ・火災保険：東京海上日動火災保険
- ・損害保険：東京海上日動火災保険

# VI. 緊急時の対応

## 1. B C P 発動基準

当施設が最も被害を受けると想定される地震と水害に対してそれぞれ下記の基準で B C P を発動することとする。

### 【地震による発動基準】

- ・岩手県盛岡市及び滝沢市周辺において震度 5 強以上の地震が発生し、被害状況や社会的混乱等を総合的に勘案し管理者が必要と判断した場合 B C P を発動し、対策本部を設置する。

### 【水害による発動基準】

- ・岩手県盛岡市及び滝沢市周辺において大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報レベル 3 が発令された時、または管理者が必要とした場合 B C P を発動し対策本部を設置する。

## 2. 管理責任者

| 管理責任者  | 代替者        |
|--------|------------|
| 管理者：高橋 | 好望・恕管理者：菅原 |

## 3. 行動基準

発生時の行動指針は、下記のとおりとする。

- ・自身及び利用者の安全確保
- ・二次被害への対応（火災や建物倒壊など）
- ・地域との連携、関係機関との連携
- ・情報発信

## 4， 対応体制

| 内容   | 担当者                   | 代替者      | 対策本部における職務（権限・役割）  |                                                                                                                                 |
|------|-----------------------|----------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指揮管理 | 管理者<br>高橋             | 菅原       | 対策本部長              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部組織の統括</li> <li>・緊急対応に関する意思決定</li> </ul>                                             |
| 安全確認 | 渡邊<br>小山田             | 中里<br>中村 |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の安全確認</li> <li>・施設設備の損傷確認</li> <li>・家族への引継ぎ</li> </ul>                               |
| 情報発信 | 小山田                   | 中里       | 事務局                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な情報収集</li> <li>・地域、行政、関係機関との連携</li> <li>・入居者、ご家族、職員への情報提供発信</li> <li>・活動記録</li> </ul> |
| 火元確認 | 池田<br>清水<br>井上<br>尻高沢 | 渡邊<br>中里 | 世話人<br>防火管理<br>責任者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生直後の火元の確認</li> <li>・地震発生直後のガス漏れ有無の確認</li> <li>・発火防止</li> <li>・発火時の消火</li> </ul>      |

|      |    |    |            |                                                                                               |
|------|----|----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 物資確認 | 渡邊 | 中里 |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・飲料・備品の在庫管理、調達</li> <li>・生活用水の確保</li> </ul>         |
| 救護   | 木村 | 中里 | 看護師<br>介護士 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救出</li> <li>・応急手当</li> <li>・病院等との連絡・搬送</li> </ul> |
| 地域連携 | 中里 | 中村 |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と共同した救護活動</li> <li>・ボランティア受け入れ態勢の整備</li> </ul>    |

## 5. 対応拠点

| 第1候補場所       | 第2候補場所 | 第3候補場所       |
|--------------|--------|--------------|
| グループホーム月の丘1F | 好望・恕1F | グループホームてとて1F |

## 6. 安否確認

### 入居者の安否確認

#### 【安否確認ルール】

- ・入居者は災害直後即座に世話人及び緊急時対応者が安否確認を行い管理者に報告を行う。負傷者がいる場合は対応可能な職員が応急処置を行い、必要に応じて医療機関への搬送を要請する。
- ・安否確認結果を記録する。

#### 【医療機関への搬送方法】

- ・負傷者が確認された場合、付近の医療機関または地域災害拠点病院へ搬送する。

### 職員の安否確認

#### 【施設内】

- ・ 職員の安否確認は入居者の安否確認と合わせて行い、管理者に報告を行う。
- ・ 入居者と同様に安否確認結果を記録する。
- ・ 職員に負傷者が出た場合は入居者と同様に付近の医療機関または地域災害拠点病院へ搬送する。

#### 【自宅等】

- ・ 地震の場合震度 6 弱以上、または警戒レベル 4 以上の災害に見舞われた場合、①携帯メール②電話③SNS等で施設に安否情報を報告する。

報告する内容は下記のとおりとする。

- ・ 自身の安否、家族の安否
- ・ 避難後の場合、避難場所の報告
- ・ 自宅の場合、出勤可能か否か

## 7, 職員の参集基準

#### 【参集基準】

- ・ GH 管理者・世話人・好望・怒職員

地震：岩手県盛岡市及び滝沢市周辺において、震度 5 強以上の地震が発生

水害：岩手県盛岡市及び滝沢市周辺において、洪水警報、氾濫警報レベル 3 以上が発令された時

時間：9：00～17：00

基準：SNS、メール、電話等で事業所や勤務中の職員に連絡を行い、世話人や入居者及び職員

の安否確認が 30 分以上取れなかった場合、自身の安全を確保した上で参集する。

- ・ 上記に該当する場合においても、自身または家族が被災した場合や交通機関などの事情で参集

しい場

合は参集しなくてもよい。



## 8. 避難場所等

### グループホーム月の丘・てとて

#### 【施設内】

|    | 第 1 避難場所                                                                                                     | 第 2 避難場所                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 場所 | 月の丘：1 F ホール<br>てとて 1 F 食堂                                                                                    | 駐車場                                                                               |
| 方法 | 世話人は自身、入居者の安全に留意しながら安全なホールの中心に誘導する。<br><br>自力で避難できない入居者、車いす利用者は可能な限り複数人で補佐する。<br><br>室内であってもすぐに外に出られるよう靴を履く。 | ホールでの避難が困難な場合、駐車場へ移動する。基本的な避難方法は左記に準ずる。<br><br>防災バック・応急手当セット・緊急連絡先・入居者の服薬情報を持ち出す。 |

#### 【施設外】

|    | 第 1 避難場所  | 第 2 避難場所        |
|----|-----------|-----------------|
| 場所 | 月の丘：城北小学校 | 月の丘：みたけ地区活動センター |

|    | てとて：滝沢ふるさと交流館                                                                                                                                          | てとて：北稜中学校                                                            |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 方法 | <p>施設内での避難が困難な場合、道路が通行可能であれば避難する。</p> <p>車いす利用の入居者を優先する。</p> <p>安全に留意しながら入居者の誘導を行う。</p> <p>車や落下物に注意する。</p> <p>防災バック・応急手当セット・職員と入居者の個人情報等重要情報を持ち出す。</p> | <p>個本的な避難方法は左記に準ずる。</p> <p>状況人によって第1避難場所への非難が難しい場合は第2避難場所へ避難を行う。</p> |

## 9. 重要業務の継続

インフラ停止や職員不足災害時に発生する特有の業務などの理由から業務量が増大するこ

とが

考えられる。そのため、平常時の対応で選定した優先業務から特に重要な業務の継続方法

を検討

する必要がある。ライフラインの有無や職員の出勤状況等を合わせて時系列で整理する。

被災時

の厳しい状況でも生命や健康を維持するために必ず実施しなければならない業務を「重要

業務」

として選定する。業務ごとの対応内容は別紙 1 に記載する。

## 10. 職員の管理

### 【休憩・宿泊場所】

| 休憩場所     | 宿泊場所     |
|----------|----------|
| 好望・恕 1 F | 好望・恕 2 F |

### 【勤務シフト】

- ・震災発生後、職員が長期帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担軽減に配慮して勤務体制を組むように配慮する。

## 11. 復旧対応

### 【破損個所の確認】

| 対象    |        | 状況（いずれかに○） | 対応事項/特記事項 |
|-------|--------|------------|-----------|
| 建物・設備 | 躯体被害   | 重大/軽微/問題なし |           |
|       | 電気     | 通電/不通      |           |
|       | 水道     | 利用可能/利用不可  |           |
|       | ガス     | 利用可能/利用不可  |           |
|       | 電話     | 通話可能/通話不可  |           |
|       | ガラス    | 破損・飛散/破損なし |           |
|       | キャビネット | 転倒あり/転倒なし  |           |

|  |        |           |  |
|--|--------|-----------|--|
|  | 天井     | 落下あり/落下なし |  |
|  | 床壁面    | 破損あり/破損なし |  |
|  | 照明     | 破損あり/破損なし |  |
|  | エレベーター | 利用可能/利用不可 |  |
|  | トイレ    | 利用可能/利用不可 |  |
|  | 出入口    | 利用可能/利用不可 |  |
|  |        |           |  |
|  |        |           |  |
|  |        |           |  |
|  |        |           |  |

【業者連絡先一覧の整備】

| 業者名               | 連絡先          | 業務内容       |
|-------------------|--------------|------------|
| 株式会社イワベニ          | 019-647-0155 | 施設建物等      |
| 日本オースエリベーター株式会社   | 0120-324-365 | エレベーター：月の丘 |
| 盛岡ガス株式会社          | 019-653-1241 | ガス：月の丘     |
| 盛岡ガス燃料株式会社        | 019-647-1151 | ガス：てとて     |
| 岩手ノーミ株式会社         | 019-645-0552 | 消防設備：てとて   |
| 株式会社ダイトク          | 019-646-5454 | 消防設備：月の丘   |
| 東北電力ネットワークコールセンター | 0120-175-366 | 電気         |
| 盛岡市水道局            | 019-623-1411 | 水道：月の丘     |

|          |              |        |
|----------|--------------|--------|
| 滝沢市上下水道部 | 019-656-6579 | 水道：てとて |
|----------|--------------|--------|

#### 【情報発信】

- ・災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては、入居者、職員のプライバシーに十分配慮した上で慎重に精査する。

## VII. 他施設との連携

### 1. 連携体制の構築

#### 地域のネットワーク

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・

事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日頃から構築しておくこととする。

#### 【連携関係のある他施設等】

| 名称 | 連絡先 | 連携内容 |
|----|-----|------|
|    |     |      |
|    |     |      |
|    |     |      |
|    |     |      |
|    |     |      |

#### 【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

| 名称            | 連絡先          | 連携内容 |
|---------------|--------------|------|
| みたけ胃腸科内科クリニック | 019-641-8511 |      |
| 野手歯科医院        | 019-641-0086 |      |
|               |              |      |

#### 【連携関係にある企業・行政・自治会等】

| 名称             | 連絡先          | 連携内容        |
|----------------|--------------|-------------|
| 牧野林自治会         |              | 地域連携推進会議構成員 |
| 月の丘1丁目町内会      |              | 地域連携推進会議構成員 |
| 盛岡市保健福祉部障がい福祉課 | 019-613-8296 | 地域連携推進会議構成員 |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

## 2. 連携対応

今後検討していく法人外施設等との連携対応において、有事の際に即座に連携対応を確認できるようにする。

## 3. 利用者情報の整理

氏名・障害種別・障害区分・等級・服薬情報・連絡先等をファイルに保管し避難先に職員が持参する。

## 4. 共同訓練

- ・年2回のBCP訓練に関しては可能な限り入居者にも参加をお願いし、安否確認なども行うこととする。
- ・上記BCP訓練に関して、自治会等にも参加をお願いし実態に即した訓練とする。

# VIII. 地域との連携

## 1. 災害時の職員の派遣

今後、災害対策委員会、対策本部等にて協議を行い決定していく。

## 2. 地域連携推進会議

地域と連携することによって地域との関係を構築する。

更新日

2025年11月30日

